

会 議 錄

会議の名称	令和元年度 弘前市成年後見支援協議会
開催年月日	令和元年 11 月 19 日 (火)
開始・終了時刻	14 時 30 分から 15 時 40 分まで
開催場所	弘前市役所 市民防災館 3 階 防災会議室
議長等の氏名	一般社団法人弘前市医師会 監事 梅村 芳文
出席者	弘前市成年後見支援協議会 委員 小田切 達 ほか 5 名 オブザーバー 弘前市成年後見支援センター 3 名 〃 青森家庭裁判所弘前支部 1 名
欠席者	太田 清道 委員 ほか 2 名
事務局職員の職氏名	福祉総務課長 秋田 美織 福祉総務課課長補佐 兼平 光紀 福祉総務課総務係長 工藤 麻子 福祉総務課総務係主査 千葉 勝博
会議の議題	案 件 (1) 令和元年度 市民後見推進事業の実施状況について (2) 弘前圏域権利擁護支援事業（令和 2 年度開始）について (3) その他
会議結果	下記の会議録のとおり
会議資料の名称	弘前市成年後見支援協議会資料一式

会議内容（発言者、 発言内容、審議経過、 結論等）	1 開 会 2 案件協議 案件（1） 令和元年度 市民後見推進事業の実施状況について
事務局	<p>【資料1】に基づき、事業内容（弘前市成年後見制度利用支援事業、市民後見人の受任状況、市長申立ケースの受任調整機能強化、各種研修会）を説明した。</p> <p>（主な質疑応答）</p>
委 員	<p>資料2ページ、「市長申立フローチャート」の受任調整打合せではどのような話し合いが行われているのか。</p>
事務局	<p>受任調整打合せは、申立直前の段階まで進んだケースについて候補者を選定するための会議で、7月から毎月2~3ケースずつ調整を行っている。財産処分が必要か、親族間でトラブルはないか、市民後見人でも可能かと意見を出し合い、市・センター・社協の3者が建設的な協議を行っている。</p>
委 員	<p>これまでの協議で市民後見人が適当と判断されたケースはあるのか。</p>
事務局	<p>今年度これまで、「あおい森ねっと」と「弘前市社会福祉協議会」のいずれかに受任していただいており、市長申立のケースでは市民後見人の受任はまだないが、親族申立て市民後見人の受任が決まっているケースが1例ある。</p>
議 長	<p>市長申立て専門職後見人の事例が無い理由は何か。</p>
事務局	<p>専門職後見人は虐待やトラブルなどで対応が困難な場合に対象となる。そのようなケースが無かったということ。</p>
事務局	<p>案件（2） 弘前圏域権利擁護支援事業（令和2年度開始）について</p> <p>【資料2】に基づき、事業内容（弘前圏域権利擁護支援センター、市町村関係者ヒアリング、弘前圏域における権利擁護・成年後見制度利用の支援体制、スケジュール）を説明した。</p>

	(主な質疑応答)
議長	協議会の後継組織「弘前圏域権利擁護支援連絡会」に新たに加わる予定の構成員はいるのか。
事務局	圏域 8 市町村から施設の代表等が加わる予定である。
委員	現在の弘前市成年後見支援センターは廃止になるのか。
事務局	市のセンターとしては廃止になるが、現在のセンターの場所はあおい森ねっとの事業所としては残るので、事業者としての事業は継続される。
委員	資料 2・9 ページの圏域市町村ヒアリング調査票によると、センターがあるのは弘前市だけで相談が増えている。これが広域に格上げとなると、他の市町村の相談窓口も事実上一元化になるのか。
事務局	弘前市は固有のセンターを有していた。他の市町村はこれまで持っていた。これを圏域のセンターとして 8 市町村で共同運営していく。各市町村にそれぞれ、センター、行政窓口、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所があるという体制で整備されることになる。
委員	圏域のセンターに相談が集中する可能性はないか。
事務局	一次窓口、二次窓口という説明をさせていただいた。基本的な相談窓口としては、各市町村にある地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社協が引き受ける。センターは二次窓口として住民から直接の相談も想定されるが、主に事業者からの難しい相談に対応するイメージになる。
委員	弘前市はこれから一次窓口を充実させる方向なのか。
事務局	そのように考えている。現在も地域包括支援センターや障害者相談支援事業所が一次窓口の役割を務めているが徹底していない面もあった。今年度、事業者向けのスキルアップのための研修を 2 回実施した。来年度以降は圏域に研修の対象を広げ、徐々に体制を整備していく。
委員	現在、市のセンターは常勤 1 名で運営している。広域のセンターがマンパワーは同じで担当の範囲が広がっても常勤 1 名で大丈夫なのか。

事務局	現行の常勤1名は3分の2名分の人事費を払っている。センターを圏域で整備したところで急激に相談件数が増加するとはいかないと思う。まずは周知を図ることで徐々に増加すると思うが、当面は常勤1名と出張するための非常勤1名の計2名で対応し、状況を見ながら増員を検討していく。
議長	若年の知的障がい者も「成年後見制度」の対象になるのか。
事務局	対象は20歳以上に限るというくくりではないと考える。
オブザーバー	20歳までは児童福祉法で親が保護者になるので、基本的には障がいを持っていても20歳になってから制度の利用になる。全国的なデータでは、18歳や19歳でも明らかに障がいがあって制度の必要があって利用する例はあるが、本来は成人の知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者が主な対象者となる。
議長	言葉の定義は非常に重要である。これから広域化していくうえで混乱を避けるために提起した。
委員	今のところを再度確認したい。今回の弘前圏域権利擁護支援センターは成年後見制度を対象とし、未成年後見は対象外と理解してよいか。
事務局	現状、そのように整理している。
議長	弘前市成年後見支援センターを廃止し、弘前圏域権利擁護支援センターが新たに設立される、ということを確認する。
案件（3）その他	
オブザーバー（青森家庭裁判所弘前支部）から、【資料 市町村別成年後見制度の利用者数／市区町村長申立件数】に基づき、説明した。	
(主な質疑応答)	
委員	青森市で平成29年度・30年度の市長申立が倍増に近くなっているのは何かあったのか。
オブザーバー	数値だけで背景事情はちょっと分からない。

議長	<p>地域包括支援センターの運営協議会で、オブザーバーからは「弘前市はもっと後見人を増やした方が良い」と意見があり、ある委員から「後見は親族後見7割、法人後見3割で親族が基本」との話があった。私が町内会で権利擁護の話をしてきたが、成年後見という言葉を初めて聞いたという人も多くて、弘前市は若干認知度が低いのかなと思った。一方で、認知症に関する立派なパンフレットはあるが権利擁護はなくて、インパクトの差かなと。青森市や八戸市のように弘前市の件数が急激に増加しない理由はこのようなところもあるのではないか。弘前市の制度が他と違っているということはないか。</p>
事務局	<p>今回の資料は市町村長申立件数で、地域包括支援センターが申立支援をしたケースは上がっていない。弘前市では住民にとって認知度が低いのはまだあるだろうが、包括の支援を受けながら親族または本人の申立て対応してきたケースもある。ここだけで一概に比較はできないと思う。</p>
	<p>オブザーバー（弘前市成年後見支援センター）から、【資料2・9ページヒアリング調査票／相談実績】に基づき、説明した。</p>
	<p>（主な質疑応答）</p>
議長	<p>相談件数は増えているのか。</p>
オブザーバー	<p>現在は横ばい状態。平成26・27年度が最も多いかった。その後は専門職からの相談が内容としては増えた。</p>
委員	<p>相談者の内訳で1番多いのが「家族・親族」、2番が「専門職・他」になっている。具体的に専門職とはどのあたりから。</p>
オブザーバー	<p>弁護士である。財産管理というよりも身上監護で分担したいとか、施設のサービスの内容とか、良い施設を知らないかという相談である。</p>
	<p>オブザーバー（弘前市成年後見支援センター）から、【資料1・2～3ページ 市長申立フローチャート／市長申立ケース管理表】に基づき、補足説明した。</p>
	<p>（主な質疑応答）</p>
議長	<p>ただやはり権利擁護という言葉がちょっとわかりづらいのかなと。成年</p>

議長	後見によるやくなじんできたところで。虐待の問題もあって、虐待と後見が重なってくる。セルフネグレクト、後見を拒否したり、プライバシーの問題で関わってほしくないというのが多々あって、そういういた眠っているサイレントマジョリティーもどうするのかなと感じている。
委員	一次窓口を地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、二次窓口を圏域権利擁護支援センターとの役割分担はなるほどと思う。連絡会の場に包括の担当課も入っていると一次窓口がより円滑にいくのではないかと思う。ご検討いただければと思う。
事務局	連絡会に委員としては入らないが、事務方として各市町村の多くは介護の所管課が入ると思うので共有しながら進めていきたい。
議長	広域になって病院の地域連携室も入っていくのか。
事務局	各市町村から1人の委員を推薦いただくことにしており、選出分野の1つとして地域連携室からの選出を想定している。例えば、大きな病院がある自治体には地域連携室の推薦も考えられると思う。
議長	成年後見の需給バランスは実際間に合っているのか。
オブザーバー	不足していると思う。受任者はいないという状況。専門職は特に少ない。市民後見人や法人後見を頼りにしている。あまり掘り起こしきれない事情がここにある。でも今年、弘前市社協で法人後見を受任してくれているし、平川市社協でも受任体制があるので広がっている。市町村ヒアリングで、各社協に法人後見ができる体制を作ってくださいとお願いしている。県内ではすごく豊かな地域かなと思う。
委員	弘前市社協が受任したのは現在3件、調整中が1件となっている。受任した3件のうち、日常自立支援事業からの移行が1件である。社協も同じ圏域で連絡協議会があるので、連携を取りながら事業に対する理解を深めていきたい。
議長	社協も加わって、市民後見人も48名からさらに30名を育成するということで、圏域化も楽しみである。困難事例も連携し協力し合って受任調整を推進していただきたい。
〈散会〉　・会議の公開、非公開【公開】　・傍聴者数【0名】	